

第2次石岡市行財政改革大綱

平成27年3月
石岡市

目次

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 策定の趣旨 | 1 |
| 2. これまでの行財政改革の取り組み | 1 |
| 3. 国の動向と市の現状 | 1 |
| 4. 大綱のテーマ | 3 |
| 5. 大綱の取組方針 | 4 |
| 6. 実施計画の策定 | 9 |
| 7. 大綱の期間 | 9 |
| 8. 大綱の推進体制 | 9 |

1. 策定の趣旨

地方自治体は、その最大の目的である「住民福祉の増進」を図るため、安定的・持続的に公共サービスを提供していく必要があります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、高度化・多様化する公共サービスへの需要など、本市を取り巻く環境は大きく変化をしています。また、公共サービスを実施する上でも、人的・財政的制約が大きくなっています。

このような中、市民に期待される公共サービスを実施し、かつ、サービスを向上させるためには、「最小の経費で最大の効果を上げる」「組織及び運営の合理化に努める」といった従来の削減型の行財政改革だけでなく、市民と行政との協働の推進や事業の再評価・重点化など、「行政の担うべき分野や行政資産の配分の見直し」を行う、チャレンジ型の行財政改革が求められています。

そのため、新たに第2次石岡市行財政改革大綱を策定し、改革に取り組むものです。

2. これまでの行財政改革の取り組み

本市では、平成18年3月に「石岡市行財政改革大綱」「石岡市行財政改革実施計画」を策定し、行財政改革に取り組んでまいりました。その結果、平成21年度までの4年間で、約25億円の取り組み効果を上げたほか、行政経営システムの確立、人事評価制度の確立、定員適正化の実現等の成果も上げているところです。

また、第1次大綱終了後も、市の最上位計画の「かがやきビジョン」に基づくアクションプランである、「かがやきプラン」の施策共通テーマとして行財政改革を位置付けし、公有財産の売却などの収入確保対策や、組織機構の見直しなどを行ってまいりました。

しかし、本市を取り巻く環境は大きく変化をしており、それを踏まえた対応が不可欠となっています。

3. 国の動向と市の現状

(1) 国の動向

ア) 行財政改革について

行財政改革の方向性について検討を行うため、内閣総理大臣を議長とし、有識者で構成された行財政改革推進会議を立ち上げ、平成25年2月25日以降、平成26年6月2日まで、計11回の会合を開催しています。

その中では、今後、国・地方・民間の役割分担の再検討や業務の見直しの徹底など、幅広いテーマに取り組むこととしています。具体的な検討課題として、「無駄の撲滅」「特別会計改革」「独立行政法人改革」を挙げています。

また、総務省においても「地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治体制度改革に関する研究会」を平成 25 年 11 月 13 日に立ち上げて、地方自治体における制度改革について報告しています。

その中では、これまでの改革について、「アウトソーシング後の規制や責任配分のあり方が問われる事例が発生しているので、自治体と企業の地位・立場の明確化やリスク管理できる制度の導入が必要」、「地方公務員制度については、多様な人材を包括的に活用・育成するため、常勤・非常勤職員を含めた多様な勤務形態に対応することが必要」など、複数の問題を指摘しています。

イ) 地方分権改革の進展

国においては、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすることとして、地方分権改革を積極的に推進しています。

具体的な取り組みとして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが実施されました。

本市においても、地方分権改革に対応し、地域が真に必要とするものを、地域の力を生かし、その地域にふさわしい方法で実現していく仕組みを構築することが必要となっています。

(2) 本市の現状

ア) 財政的制約の増大

我が国では、高齢化と少子化の進行に伴う人口減少が始まっており、本市においても、平成 17 年合併時の 8 万 2 千人から約 5 千人減少しています。今後も生産年齢人口を中心とした減少が見込まれ、平成 37 年には 7 万 2 千人となる見込みです。このような中、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少と高齢化に伴う社会保障費の更なる増加が予想されます。

また、高度経済成長期に建設した公共施設や道路・上下水道をはじめとしたインフラ資産について、これから大量に更新時期を迎えるため、更新費用の大きな負担が見込まれます。

さらに、合併に伴う特例措置の普通交付税合併算定替^{※1}が平成 28 年度以降、段階的に縮減されていくことから交付税の減少が予想され、財源が不足することが見込まれています。

イ) 人的制約の増加

本市では、第 1 次大綱に基づく定員適正化計画の推進と団塊世代の大量退職により、正規職員数が平成 17 年合併時の 744 人から平成 26 年 4 月には 634 人となり、これにより人件費を大幅に削減しました。

一方、地方分権改革に伴う権限移譲により市町村事務は増加し、また、住民要求の高度化・多様化により同じく増加・複雑化している中、既存の手法・組織体制でサービスを提供することが困難になることが予想されます。

4. 大綱のテーマ

第 2 次石岡市行財政改革大綱では、これまでに見てきた状況を踏まえ、将来に渡り公共サービスを維持・向上させるために、『行政資産の強化』と『公共サービスの最適化』を目指します

大綱のテーマ 「行政資産の強化と公共サービスの最適化」

○『行政資産の強化』とは

公共サービスを提供するために必要となる、「人財（ヒト）」「財産（モノ）」「財源（カネ）」の「3つの財」と「情報」を「行政資産」と位置付け、この行政資産を強化することにより、資産配分の選択肢を増やします。

○『公共サービスの最適化』とは

市民満足度が高い公共サービスを実施するため、市が保有する限られた行政資産を最も有効に活用し、サービスの選択と集中を行う「資産配分の最適化」を行います。

また、高度化・多様化する公共サービスへの需要（ニーズ）にこたえるため、行政以外の民間の力を活用する「提供主体の最適化」を行います。

これらの最適化により、本当に必要な公共サービスを、最も適切な量と質、提供主体、提供方法で行います。

※1 合併により普通交付税が直ちに減少することは阻害要因となるため、合併後一定期間は、市町が存続したものとみなして普通交付税を算定する緩和措置。

5. 大綱の取組方針

第2次行財政改革大綱のテーマを達成するため、4つの取組方針と、この方針に基づく取組項目を定めます。

取組方針1 財政運営の充実

事務事業の見直しによりムリ・ムダを省くのは当然として、事業の選択と集中、
税込の増加、新規財源の確保等を図ることにより、財政運営の充実を図ります。

また、現状と将来の収支・資産も的確に把握し、持続的な財政運営を行える体制
を作ります。

◆取組項目

1. 公共施設配置等の最適化

地域ニーズに配慮しつつ将来コストに着目し、転用や複合化、統廃合、広域的
利用等を検討し、施設配置の最適化を図ります。

○ファシリティマネジメント^{※2}の導入

○公共施設等総合管理計画の策定 など

2. 歳入の確保

市税の収納率向上や、受益者負担の見直し、新規財源の確保等により自主財源
の確保を図ります。

○受益者負担の見直し

○市税等の収納率向上

○石岡市ふるさとづくり寄附金の推進 など

3. 歳出の最適化

長期的な財政シミュレーションのもと、事務事業の見直しや事務の効率化等
により、経費削減を図ります。

○事務事業評価の効果的な運用

○施設維持管理経費の縮減 など

※2 ファシリティマネジメントとは、業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべて
を経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持するための
総合的な管理手法。

取組方針2 人財の強化

今後、高度化・多様化する公共サービスへの需要（ニーズ）に伴う業務量の増加・複雑化に対し、適正な人員の配置，効率的な組織の構築，公正・公平な行政運営の推進，チャレンジ精神溢れる職員の養成等の「人財」の強化により対応します。

◆取組項目

1. 人材の育成

研修の充実等により，職員の意識改革，政策形成能力や自主判断能力の向上等，チャレンジ精神あふれる人材の育成を図ります。合わせて専門職の養成・確保を図ります。

- 人材育成システムの構築
- 専門職の養成・確保 など

2. 組織・機構の最適化

市民ニーズに即応した施策を効率的・効果的に展開できるよう組織・機構を見直します。

- 効率的・効果的な組織・機構の構築
- 多様な人材確保による組織力の向上 など

取組方針3 協働によるまちづくりの推進

市民・企業・大学等との協働・連携を推進することにより、多様な主体とのパートナーシップを構築すると同時に、行政の担うべき役割の重点化を図ります。

また、市民ニーズを的確に把握して市政に反映させるため、懇談会・タウンミーティング^{※3}の開催等、地域コミュニケーションを充実させます。

◆取組項目

1. 協働の推進

市民・企業・大学等と行政が相互にその役割と責任を果たすよう、協働のまちづくりを推進します。

- 協働のまちづくり条例の推進
- 生涯現役事業の推進 など

2. 民間活力の活用

行政の守備範囲や役割を見直し、行政責任の確保、市民サービスの維持・向上等に留意しながら民間活力を積極的に導入します。

- 窓口業務等の民間委託
- 多様な施設管理制度の活用 など

3. 地域コミュニケーションの充実

地域課題や問題意識の共有を図るため、地域コミュニケーションを充実します。

- 市民との対話の充実
- 広聴活動の充実 など

※3 石岡市では、幅広い意見を市政に反映させることを目的として、平成26年度から開催。市長が直接出向き、20名程度の市民と任意のテーマについて対話形式で行う。

取組方針4 行政サービスの最適化

今後も権限移譲等により業務の増加が見込まれる中、市民視点からサービスの向上と利便性を図るため、内部事務の見直し、広域連携の推進、電子市役所の推進等、行政が実施するサービスの内容・提供方法について最適化を図ります。

◆取組項目

1. 行政運営の効率化

多様化する市民ニーズに的確に対応し、限られた財源の中で効率的な行政運営を行います。

- 内部事務の見直し
- 新たな広域連携の推進 など

2. 窓口サービスの向上

サービスの拡充や職員接遇の向上、また、電子市役所の推進により窓口サービスの改善・向上を図ります。

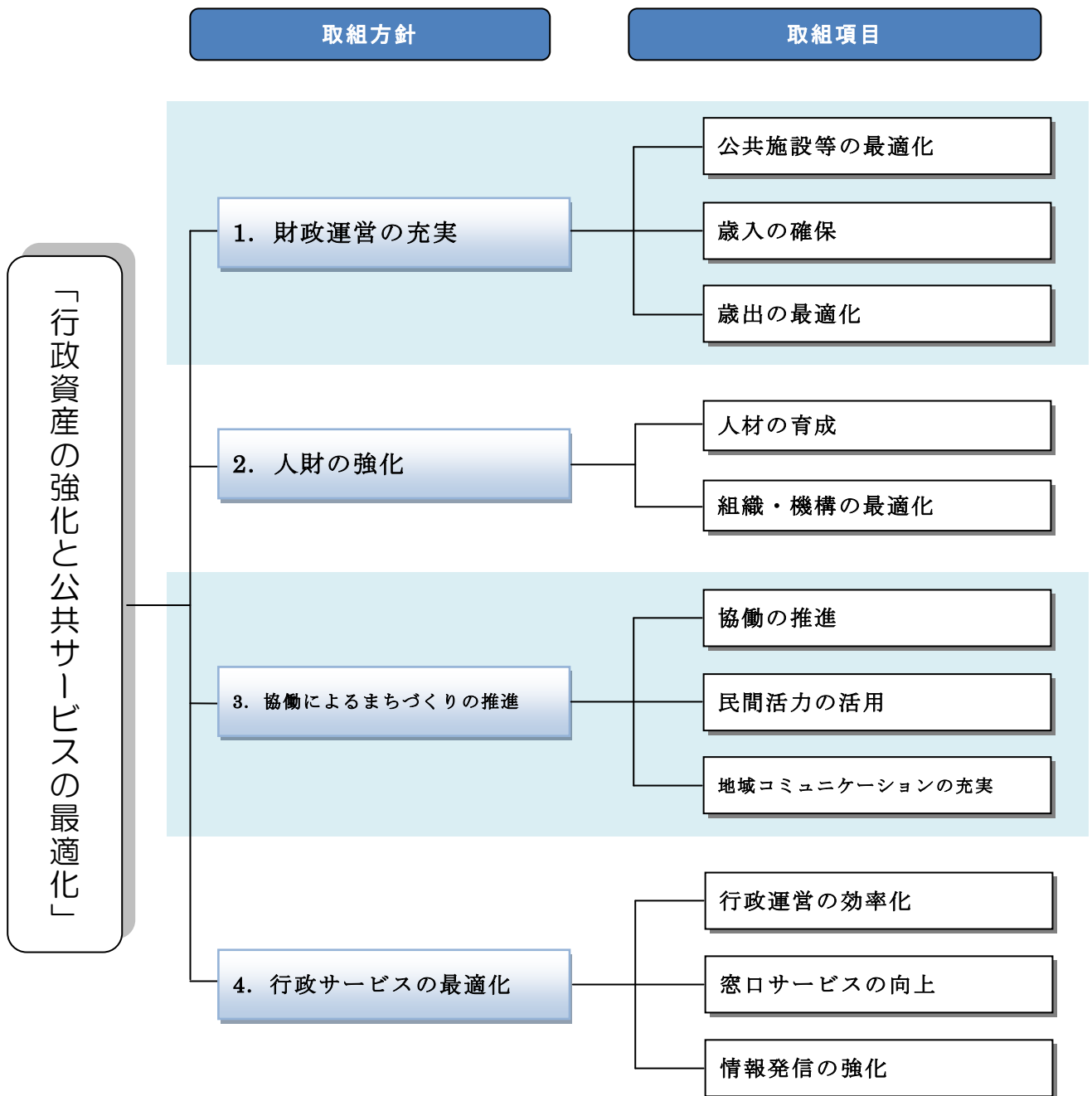
- 総合的な窓口機能の充実
- 電子申請サービスの拡大 など

3. 情報発信の強化

迅速で分かり易い情報発信を拡大させることにより、行政運営の透明性を向上させ、市民への説明責任を果たし、行政への信頼性の確保を目指します。

- 戦略的情報発信の推進
- 政策決定についての透明度の向上 など

●大綱の体系図



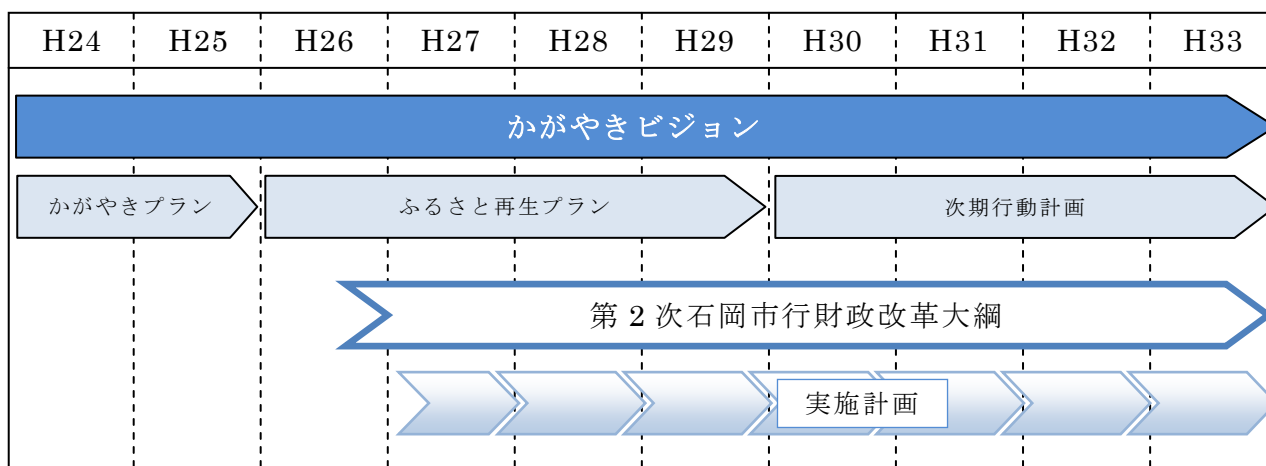
6. 実施計画の策定

大綱で示された取組方針及び取組項目を，具体的かつ計画的に実施していくために，実施計画を策定・推進します。

実施計画では，取組項目ごとにより詳細な実施項目を設定し，期間・目標値を定め，計画的に取り組めます。また，個々の実施項目について毎年度見直しを行い，各実施項目の進捗状況に応じて内容の修正及び追加を行っていきます。

7. 大綱の期間

大綱の期間は，市の最上位計画である「石岡かがやきビジョン」と連動して改革に取り組んでいくこととするため，平成 26 年度から平成 33 年度までとします。



8. 大綱の推進体制

大綱を全庁的に推進するため，副市長を本部長とする石岡市行財政改革推進本部を設置し，進行管理を着実に進めます。

さらに，行財政改革の内容や進捗について，市民，有識者等で構成された石岡市行財政改革懇談会から意見をいただきます。